

令和5年第6回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年4月6日（木） 午後6時～

早良区役所 応接室

議 題

1 くじの実施について

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの実施について . . . P. 1

2 議 案

議案第37号 福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定について . . . P. 2

議案第38号 福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定について . . . P. 4

議案第39号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の
投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて . . . P. 5

議案第40号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及び職
務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて . . . P. 6

議案第41号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の変更
について . . . P. 7

3 そ の 他

・今後の委員会開催予定について . . . P. 8

(再掲)

・選挙会について . . . P. 8

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの実施について

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出が3人以上あったので、開票立会人を定めるくじを実施する。

(参考)

1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合

- (1) くじはくじ棒により行う。
- (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
- (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
- (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
- (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。

2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合

開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

議案第37号

福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙につき、早良区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった、次の者を開票立会人に決定する。

令和5年4月6日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

別紙1のとおり

-
- ・ 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

(開票立会人)

公職選挙法第62条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。))が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)

当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。
- 8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。
- 9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。
- 10 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。
- 11 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

議案第38号

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙につき、早良区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和5年4月6日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による

議案第39号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙3のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月6日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・地方自治法施行令第137条第2項の規定による。

地方自治法施行令第137条

1 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第40号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及び職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙4のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月6日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・地方自治法施行令第137条第2項の規定による。

議案第41号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の変更について

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙5のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月6日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・地方自治法施行令第137条第2項の規定による。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻		場 所
第7回	臨時	4月9日（日）	午前10時		早良区役所 応接室
第8回	臨時	4月20日（木）	<u>午後4時</u>		早良区役所 中会議室
第9回	臨時	4月28日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第10回	臨時	5月11日（木）	無 投 票	なし	<u>入部出張所</u> <u>会議室</u>
			投 票	<u>午後6時</u>	
第11回	臨時	5月18日（木）	無 投 票	<u>午前11時</u>	<u>入部出張所</u> <u>会議室</u>
			投 票	<u>午後10時</u>	
第12回	定例	6月1日（木）	午前10時		早良区役所 中会議室
第13回	定例	7月20日（木）	午前10時		早良区役所 中会議室

（再掲）

・選挙会について

開催日時：令和5年4月11日（火）午前10時

参加者：伊佐委員長・濱田委員長職務代理者